

低濃度 PCB 廃棄物の処理に向けた取組について

1 . 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理体制の整備状況及び運用の見直しについて
(資料 4 - 2)

- 平成 30 年 9 月現在の無害化処理事業者数は、環境大臣による無害化処理認定事業者が 35 事業者、特別管理産業廃棄物処分業者が 5 業者の合計 40 事業者(焼却処理方式 27 事業者、洗浄又は分解・洗浄処理方式等 13 事業者)。今後も洗浄処理方式を採用する事業者を中心に増加の見込み。
- また、これらの近年増加している移動式の洗浄施設の申請においては、同一技術・同一事業者であるが、無害化処理を行う場所だけが異なるケースが増えてきていることから、こうしたケースの 2 回目以降の申請審査について、一定の条件を満たす場合、委員会での評価を省略し、認定できるよう運用を合理化することとした。これにより、平均で 1 ヶ月程度の審査期間短縮が行えると想定しており、無害化処理体制の整備がより迅速に進むと考えられる。

2 . 使用中の低濃度 PCB 使用製品に適用する課電自然循環洗浄法の検討状況

- 「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書(平成 27 年 3 月 31 日制定、平成 29 年 3 月 31 日改正)に基づき各電力会社等において、課電洗浄による機器の処理を実施中。
- 対象機器の PCB 上限濃度拡大等について、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて実証試験を実施し、現在実証試験の結果をとりまとめ中。「課電自然循環洗浄法ワーキンググループ」において、継続的に議論を実施予定。

3 . 絶縁油抜油後の容器の安全かつ合理的な処理方策の検討状況(資料 4 - 3)

- 変圧器等から絶縁油を抜油した後の容器のうち PCB 濃度が一定濃度以下のものの合理的な処理方策について、「新たな処理方策検討ワーキンググループ」を設置し検討を実施。
- 当ワーキンググループにおいて検討した、解体・選別工程、収集・運搬工程、鉄系部材リサイクル工程等における PCB の環境及び作業員への影響等並びに処理の確実性を確認する実証試験方法に基づき、平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月に実証試験を実施。
- 実証試験結果等を踏まえた新たな処理方策の在り方について、当ワーキングにおいて議論を行い、平成 30 年 10 月 5 日開催の当ワーキンググループにおいて、「微量 PCB 廃棄物等の適正処理推進に関する研究会新たな処理方策検討 WG とりまとめ」について了承を得た。

4 . 低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会について（資料 4 - 4）

- 「平成 29 年度低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会」において、低濃度 PCB 廃棄物等の処理の状況や、物量に関する実態調査、適正処理推進に向けた課題の整理を実施。
- 検討において、低濃度 PCB 廃棄物等の処理については一定の進捗が見られる一方で、PCB 濃度が測定されていない機器が多く、その実態把握がまだ不十分である点や、封じきり機器や使用中機器等の多くの課題が指摘された。
- 昨年度の検討を踏まえつつ、低濃度 PCB 廃棄物等の保管事業者・所有事業者の状況の把握をさらに進めるとともに、低濃度 PCB 廃棄物の処理推進のための課題についての政策的な議論も含めて検討を行うため、今年度も「平成 30 年度低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会」を設置し、継続的に検討を行う。